

石川労働局発表
令和4年12月1日

【照会先】
石川労働局労働基準部賃金室
室長 川崎 春夫
監督課長補佐 南出 清一
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

石川県内4つの**特定最低賃金**が改正されます！！

石川労働局長(長嶋 ^{ながしま} 政弘 ^{まさひろ})は、令和4年10月31日から同年11月1日までの間に、石川地方最低賃金審議会(会長 高見 ^{たかみ} 俊也 ^{としや} 株式会社北國新聞社 論説委員会 委員長)から答申のあった4つの特定最低賃金()の改正決定について、期日までに異議の申出がなかったことから、同答申どおり改正することを決定し、11月30日から12月1日の間に官報に公示しました。

なお、今回の改正決定の概要は、下表のとおりです。

() 特定最低賃金

最低賃金法第15条に基づき、特定の産業を営む事業場の労働者に適用される最低賃金で、原則として地域別最低賃金である石川県最低賃金(時間額891円)より高い金額水準で設定されている。

(特定最低賃金に係る改正決定の概要)

	最低賃金の名称	現行の 最低賃金額 (時間額)	改正後の 最低賃金額 (時間額)	引上げ額	改正 効力発効日
1	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	946円	971円	25円	令和4年 12月31日
2	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	946円	971円	25円	
3	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	896円	923円	27円	
4	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	890円	915円	25円	

【注】特定最低賃金の適用範囲は、別添リーフレットの裏面のとおりです。

石川県内の特定最低賃金額の推移（平成25年度～令和4年度）

石川労働局 【参考】

No	特定最低賃金	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
1	一般機械	時間額	826円	836円	849円	863円	880円	900円	920円	922円	946円	971円
		引上げ額	6円	10円	13円	14円	17円	20円	20円	2円	24円	25円
		引上げ率	0.73%	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%	2.27%	2.22%	0.21%	2.60%	2.64%
		発効年月日	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R元.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31
2	自動車	時間額	826円	836円	849円	863円	880円	900円	920円	922円	946円	971円
		引上げ額	6円	10円	13円	14円	17円	20円	20円	2円	24円	25円
		引上げ率	0.73%	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%	2.27%	2.22%	0.21%	2.60%	2.64%
		発効年月日	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R元.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31
3	電気機械	時間額	770円	781円	795円	810円	826円	847円	868円	870円	896円	923円
		引上げ額	7円	11円	14円	15円	16円	21円	21円	2円	26円	27円
		引上げ率	0.92%	1.43%	1.79%	1.89%	1.98%	2.54%	2.47%	0.23%	2.98%	3.01%
		発効年月日	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R元.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31
4	百貨店	時間額	781円	790円	800円	811円	820円	840円	860円	865円	890円	915円
		引上げ額	6円	9円	10円	11円	9円	20円	20円	5円	25円	25円
		引上げ率	0.77%	1.15%	1.27%	1.38%	1.11%	2.44%	2.38%	0.58%	2.89%	2.81%
		発効年月日	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R元.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31
-	紡績 (※1)	時間額	726円	735円	745円	758円	782円	782円 ※2 (806円)	782円 ※2 (832円)	782円 ※2 (833円)	782円 ※2 (861円)	782円 ※2 (891円)
		引上げ額	5円	9円	10円	13円	24円	-	-	-	-	-
		引上げ率	0.69%	1.24%	1.36%	1.74%	3.17%	-	-	-	-	-
		発効年月日	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	-	-	-	-	-

※1 「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」

→ H30年度以降は改正決定することの必要性が認められず(改正なし)

※2 石川県最低賃金の金額の方が高いため、石川県最低賃金（括弧内の金額）が適用

石川県内の最低賃金

最低賃金より低い賃金で
労働者を使用することはできません。

- 最低賃金は、パート・アルバイト等雇用形態に関係なく適用されます。
- また、労使が最低賃金未満で働くことに合意していたとしても無効となり、適用される最低賃金額で労働契約したものとみなされます。

◆地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額（円）	改正発効日
石川県最低賃金	891円	令和4年10月8日

◆特定最低賃金

最低賃金の名称	時間額（円）	改正発効日
1. 一般機械 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	971円	令和4年12月31日
2. 自動車 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	971円	
3. 電気機械 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	923円	
4. 百貨店 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	915円	

特定最低賃金が適用される業種

No.	適用業種（日本標準産業分類による）
1	① 金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。） ② ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③ その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く。） ④ ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤ 一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。） ⑥ その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦ 農業用トラクタ製造業 ⑧ 建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。） ⑨ 繊維機械製造業（工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む。）を除く。） ⑩ 生活関連産業用機械製造業 ⑪ 基礎素材産業用機械製造業 ⑫ 金属加工機械製造業 ⑬ 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 ⑭ その他の生産用機械・同部分品製造業 ⑮ 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ⑯ 産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。） ⑰ 前記①、②、③、⑮又は⑯の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑱ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から⑯に掲げる産業に分類されるものに限る。）
2	① 自動車・同附属品製造業 ② 自転車・同部分品製造業 ③ 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）
3	① 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ② 民生用電気機械器具製造業 ③ 電子応用装置製造業 ④ 情報通信機械器具製造業 ⑤ 前記②又は③の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑥ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から④に掲げる産業に分類されるものに限る。）
4	① 百貨店、総合スーパー ② 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ③ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①に掲げる産業に分類されるものに限る。）

◇ 「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」、「断続的労働に従事する者」など一定の要件を満たすものは、労働局長による最低賃金の減額特別許可を受けた場合、適用される石川県最低賃金、特定最低賃金を減額して支払うことが認められます。

◇ **複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。**

◇ 派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定最低賃金が適用されます。

◇ 最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。

◇ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。具体的には、次の賃金は除外されます。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金